

AGM 対策の取組について（港湾関係）

- 米国、カナダ、チリ、ニュージーランド及びアルゼンチン（以下、「AGM 規制国」という。）などは、東アジアに分布するアジア型マイマイガ（以下、「AGM」という。）が船舶を経路として自国に侵入することを警戒しています。
- このため、AGM 規制国は AGM 規制対象地域の港へ AGM 飛翔期間に寄港した船舶に対し、AGM 規制国が公認する検査機関が発給する AGM 不在証明書 の提示を要求しています。
- 港湾関係者におかれては、日常の活動の中で得られた AGM の発生状況を AGM 不在証明書を発給する機関（以下、「不在証明機関」という。）や船舶関係者に提供するようにお願いします。また、港湾地域内で AGM 防除を実施するなど可能な範囲でご協力をお願いします。

1. AGM 発生状況について不在証明機関や船舶関係者への情報提供依頼

- 港湾関係者におかれては、日頃の活動を行う中で、AGM の発生状況にもご注意いただき、AGM の飛翔等を確認した場合には、その状況を港湾で活動する不在証明機関や船舶関係者に提供いただくようご協力をお願いします。
- 米国又はカナダから AGM 飛翔期間に我が国の港に寄港した船舶が AGM 不在証明書を取得していなかった旨の情報が提供されることがあります。AGM 飛翔期間中に寄港した船舶に対し、不在証明機関の船舶検査を受け、AGM 不在証明書を取得することの周知について、ご協力をお願いします（資料 1～3）。

2. 港湾地域における AGM 防除等の取組依頼

- AGM 対策の基本は、不在証明機関による的確な検査・卵塊除去、船舶関係者による航海中の点検の実施です。一方、港湾地域において、AGM 防除等の取組を行っていただくことも、船舶に AGM 卵塊が付着することを防ぐ上で効果的と考えますので、可能な範囲でご協力をお願いします。
- AGM の発生状況に応じて、AGM 防除措置等の例（資料 4、5 参照）を参考に、港湾での AGM 防除等の取組の実施についてもご検討をお願いします。

(参考1) AGM 規制国が定める我が国の AGM 飛翔期間

港 湾 所 在 地 域	A G M飛翔期間
北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県	6月15日～10月15日
新潟県、富山県、石川県、福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県	6月1日～9月30日
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 香川県、徳島県、愛媛県、高知県 福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	5月15日～8月31日
沖縄県	5月25日～6月30日

(参考2) 農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_yusyutu/agm/

本件に関するご質問等につきましては、以下の連絡先までご連絡ください。

農林水産省消費・安全局植物防疫課 AGM 担当

TEL (03) 3502-8111 (内線 4565)

AGM

(Lymantria dispar asiatica, L. d. japonica, L. albescens, L. postalba, and L. umbrosa)

January 2022

Changes for 2022:

The specified risk periods, during which ships should be certified free of AGM, have been revised for some regions. Only ships calling on ports in 2022 will be held to the new dates. See table 1 for dates applied to 2021 and 2022.

The common name “Asian gypsy moth” will no longer be used as the term “gypsy” has been deemed derogatory. The group of moths making up the AGM complex will be referred to by their scientific names, *Lymantria dispar asiatica*, *Lymantria dispar japonica*, *Lymantria umbrosa*, *Lymantria postalba* and *Lymantria albescens*, or as “AGM”, until a final decision on a new common name is made.

AGM is a serious pest that can be carried on ships and cargo. AGM populations are prevalent in some seaport areas in Far East Russia, Japan, Korea, and Northern China. If introduced to North America, AGM would have significant negative impacts on our forestry and agriculture, the natural environment, the commerce that relies on those plant resources, and market access.

Vessels must arrive in North American ports free of AGM and should have obtained pre-departure certification. It is vital that the maritime industry and authorities in the United States (U.S.) and Canada collaborate on measures to minimize the risk of AGM incursion. AGM risk mitigation and exclusion efforts are a joint effort and a high priority.

Both countries are committed to working with industry partners on measures to reduce AGM risk at origin. The shipping industry’s role in promoting and meeting AGM requirements has been vital to preventing the introduction of AGM to North America and maintaining shipping schedules. When vessels arrive without AGM certification, or when AGM is detected, significant delays in cargo loading or discharging activities as well as in routine clearance can occur, resulting in loss of revenue to the shipping line and associated parties.

In recent years, very high numbers of moths were observed in many regulated ports. Due to these population outbreaks, a high number of vessels arrived in North American ports with AGM egg masses. **To prevent a similarly high number of vessels with egg masses arriving in 2022, extra vigilance in conducting self-inspection— in addition to obtaining AGM certification— is requested.**

Actions. For vessels that have called on areas regulated for AGM during the specified risk periods, as outlined in Table 1, the following measures are required:

- 1. Vessels should be inspected and certificated free of AGM** by a recognized certification body. A copy of the certificate, stating that the vessel is free of AGM life stages, should be forwarded to the vessel’s U.S or Canadian agents. A certificate is valid until the ship calls on another port in a regulated area during the specific risk period.
- 2. Vessels must arrive in North American ports free from AGM.** To avoid facing re-routing, being ordered out of port for cleaning and other potential impacts associated with mitigating the risk of entry of AGM to North America, shipping lines should perform intensive vessel self-inspections to look for, remove (scrape off) and properly dispose of or destroy all egg masses and other life stages of AGM prior to entering U.S. and Canadian ports.

3. Vessels must provide two-year port of call data, at least 96 hours prior to arrival in a North American port, to the vessel’s Canadian or U.S. agent. The agent is to ensure that this information is provided to U.S. or Canadian officials.

Table 1. Regulated Areas and Specified Risk Periods

Country	Port or Prefecture	Specified Risk Period* 2021	Specified Risk Period* 2022
Russian Far East	Nakhodka, Ol'ga, Plastun, Pos'yet, Russkiy Island, Slavyanka, Vanino, Vladivostok, Vostochny, Zarubino, Kozmino	July 1 to September 30	June 15 to October 15
People's Republic of China	All ports in northern China, including all ports on or north of 31°15'	June 1 to September 30	June 1 to September 30
Republic of Korea	All ports	June 1 to September 30	June 1 to September 30
Japan – Northern	Hokkaido, Aomori, Iwate, Miyagi, Fukushima, Akita, Yamagata	July 1 to September 30	June 15 to October 15
Japan – Central/Western	Niigata, Toyama, Ishikawa	June 25 to September 15	June 1 to September 30
Japan – Central/Eastern	Fukui, Ibaraki, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Aichi, Mie	June 20 to August 20	June 1 to September 30
Japan – Southern	Wakayama, Osaka, Kyoto, Hyogo, Tottori, Shimane, Okayama, Hiroshima, Yamaguchi, Kagawa, Tokushima, Ehime, Kochi, Fukuoka, Oita, Saga, Nagasaki, Miyazaki, Kumamoto, Kagoshima	June 1 to August 10	May 15 to August 30
Japan – Far Southern	Okinawa	May 25 to June 30	May 25 to June 30

*Specified risk period is the time period when there is a risk of AGM flight and egg mass deposition

Vessel operators are also reminded to ensure that the vessels are in good repair and decks are clear of debris and unnecessary obstacles in order to allow for thorough inspection both in AGM regulated areas and upon arrival in North America. While in regulated ports during moth flight periods and where port operations and safety allow, reducing lighting and keeping exterior doors and curtains closed may reduce the number of moths being attracted to the vessel. **Arranging for inspection and certification services as far in advance as possible and providing two-year port of call history at the time of that request allows the inspection and certification body to better plan for delivery of the service in a timely manner.**

Upon arrival in North America there have been AGM detections on vessels that obtained pre-departure certification. **During the flight period** inspection should be conducted and certification issued as close to departure as possible — ideally during daylight hours and on the same day as departure. Where vessel departure is delayed post certification, there is the possibility that moths may re-infest the vessel and deposit egg masses.

Although we try to align the requirements for AGM pre-departure certification and vessels arriving free from all AGM life forms (egg masses, pupae, adults) between the U.S. and Canada, there are differences in port-of-entry processes between the two countries due to sovereign regulations and policies. Please contact local inspection authorities in the port-of-entry if you have any questions regarding AGM import requirements or clearance procedures.

It is the responsibility of the shipping lines to meet all requirements for entry to the U.S. and Canada, including freedom from AGM and other pest concerns. We strongly urge maritime interests to take all possible precautions. For further information on the AGM program, please visit the Canadian Food Inspection Agency and/or Animal and Plant Health Inspection Service’s websites.

入港前に 検査をお願いします



卵塊

アジア型マイマイガ



写真提供: カナダ天然資源省

- ▶ カナダおよび米国の港に入港する船舶は、アジア型マイマイガが不在でなければなりません。
- ▶ 米国またはカナダの港に入港する前に、船舶の完全検査を実施して、遅延を避けるようにしてください。
- ▶ ガは、貨物の他、船舶のあらゆる表面に卵を産み付けます。
- ▶ すべての卵塊を探し、除去、殲滅してください。



中国、日本、韓国、ロシア(極東地域)の港に入港中には、ガの発見に努めてください。

写真提供: JEVIC Co. Ltd.



卵塊を探してください。



卵塊を見つけたら、削ぎ落としてください。



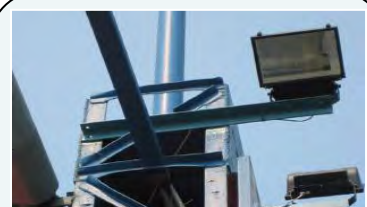
卵塊は、アルコールや熱湯に浸すか、焼却して、殲滅してください。

提供: JEVIC Co. Ltd.

写真



卵塊の上からペンキを塗らないでください。



ガは光に誘われて寄ってきますので、船舶上の不必要な照明は最小限に抑えてください。

詳しくは、カナダ食品検査庁にお電話でお問合せください。また、ホームページもご覧ください。
(Canadian Food Inspection Agency) (1-800-442-2342) www.inspection.gc.ca



Canadian Food
Inspection Agency

Agence canadienne
d'inspection des aliments

Canada

INSPECT BEFORE ENTRY

Asian Gypsy Moth



Photo: NRCan

- Vessels calling on ports in Canada and the United States must be free of Asian gypsy moth.
- Thoroughly inspect your vessel before entering U.S. and Canadian ports to avoid delays.
- Moths will lay eggs on all vessel surfaces as well as cargo.
- Search for, remove and destroy all egg masses.



Look for moths while calling on ports in China, Japan, Korea and Russia (Far East region).

Photo: JEVIC Co. Ltd.



Search for egg masses.



Find egg masses and scrape off.

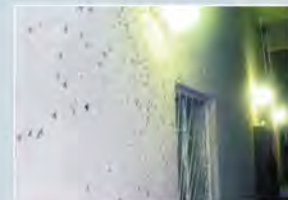


Destroy egg masses in alcohol, boiling water or by incinerating them.

Photo: JEVIC Co. Ltd.



Do not paint over egg masses.



Limit unnecessary lighting on the vessel because moths are attracted to lights.

For more information call the Canadian Food Inspection Agency at 1-800-442-2342 or visit www.inspection.gc.ca



Canadian Food
Inspection Agency

Agence canadienne
d'inspection des aliments

Canada

GYPSY MOTH INSPECTIONAL POCKET GUIDE



Adult Female (top) and Male (bottom)
Photo – Courtesy of USDA-APHIS-PPQ, www.forestryimages.org



Gypsy Moth egg mass next to penny
Photo – Courtesy of Sue Lane, USDA- APHIS- PPQ

Background

The Gypsy Moth is a highly destructive forest pest which can enter the United States by laying eggs on vessels and/or cargo while in foreign ports. The females may fly and lay eggs between May 15 and October 15, and can literally cover a vessel during that time.

Resources: One officer/specialist (an average of 2-hours/inspection). Document results of Gypsy Moth inspection on Ship Inspection Form 288.

Inspectional Equipment:

Binoculars - to look at unreachable areas of the ship.

Flashlight - to look in darkened areas such as between containers.

Mirror on a stick - to look under vehicles, around confined corners, etc.

Vials - to collect adults, larvae or egg masses.

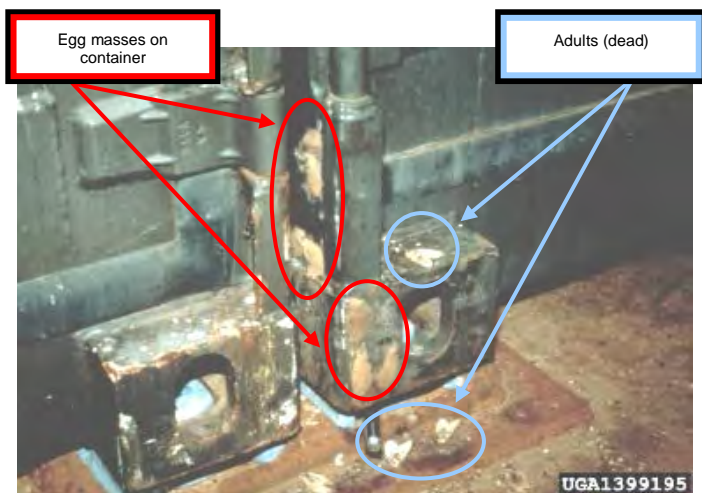
Knife, paint scraper, or putty knife - to scrape the eggs from the structure.



A vessel covered with egg-laying Gypsy Moths in a Russian Port
Photo – Courtesy of Weyman Fussell, USDA- APHIS-PPQ

High-Risk Ships:

Ships originating in or transiting Europe, China, Japan, Korea, Russia, Turkey and the Mediterranean may have been exposed to Gypsy Moths. It is unlikely you will find a live adult Gypsy Moth on these vessels, but you may find egg masses.



Egg masses on container

Adults (dead)

UGA1399195

Photo – Courtesy of Manfred Mielke, USDA Forest Service, www.forestryimages.org

Inspection

Where to Look:



Photo - Courtesy of USDA Forest Service, www.forestryimages.org



Photo - Courtesy of Manfred Mielke, USDA Forest Service, www.forestryimages.org

- Egg masses are normally deposited in sheltered locations such as in crevices or cavities, under tarps, behind walls and doors, and underneath the hold rims.
- Binoculars may allow you to see unreachable areas of the ship.



Photo - Courtesy of Weyman Fussell, USDA, APHIS, PPQ

- Female Gypsy Moths are attracted to light; therefore, the female moths could lay their egg masses on surfaces of the ship that are exposed to lights. However, if the ship was lit with shore-based flood lights while in a high risk port, egg masses could be found in all locations.

- Look for evidence of fresh paint covering scrapes on walls or painted over egg masses.



Photo - Courtesy of Hannes Lemme, www.forestryimages.org



Photo - Courtesy of Steven Katovich, USDA Forest Service, www.forestryimages.org

- Viable egg masses on ships may be weathered, darkened, and appear old. Look for hatching larvae that may be blowing on silk strands from the ship. Peak hatching of eggs is in the morning. Larvae move toward vertical structures and climb rapidly.

Presence of egg masses:

Remove egg masses from the ship. Using a knife, paint scraper, or putty knife, scrape a few eggs from the surface and place into a vial.

Do not drop egg masses into the water. Salt water will not kill the eggs or larvae.



Photo - Courtesy of Hannes Lemme, www.forestryimages.org

AGM(アジア型マイマイガ)の防除マニュアル

和名: アジア型マイマイガ(ドクガ科)
学名: *Lymantria dispar* (Linnaeus)
英名: Asian Gypsy moth

1 生態



横浜植物防疫所 原画

横浜植物防疫所 原画

左雌: 体長30~40mm
右雄: 体長20~30mm

成虫



卵塊(4~5cm)

横浜植物防疫所 原画



孵化直後

横浜植物防疫所 原画



横浜植物防疫所 原画

蛹(30mm、粗い繭を作る。)



横浜植物防疫所 原画

老齢幼虫(60mm)



横浜植物防疫所 原画

若齢幼虫

年1回発生。成虫の体毛で包まれた卵塊で越冬し、3~5月頃(桜が満開になる頃)に孵化する。孵化直後の幼虫は孵化した場所に集合しているが、やがて糸を吐いて下垂し、風に吹かれて分散する。若齢幼虫は樹上にとどまっているが、成長すると昼間は樹幹のくぼみ、大枝の下側、下草の茎や葉の裏面などに静止し、夜間に活動して葉を食べるようになる。6月頃に老齢幼虫となって、枝葉や建物の壁面などに粗い糸を張り、この中で蛹になる。蛹期間は2週間前後。成虫は6月~8月頃に羽化し、雄成虫は昼間に林内などをひらひらと飛び交う。アジア型マイマイガの雌成虫は、夜間、灯火へ飛来することが観察されている。雌成虫は交尾後に枝幹や建物の外側などに200~600粒の卵を塊状に産み付ける。

2 寄主植物

各種樹木の葉を食害し、森林、街路樹、庭木、果樹の著名な害虫として知られている。クヌギ、クリ、マテバシイ、シラカンバ、ハンノキ、カキ、リンゴ、サクラ、クスノキ、ヤナギ、ツツジ、ピラカンサ、ケヤキ、ニセアカシア、カエデ、ウバメガシ、シャリンバイ、カラマツ、エゾマツ、トウヒなど多数。



マテバシイ



ツツジ



クスノキ

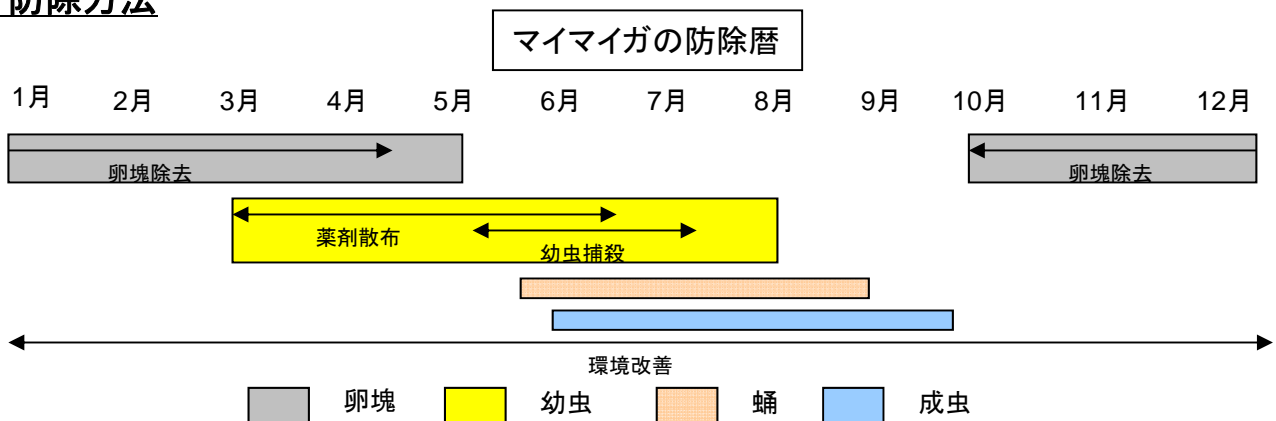


サクラ

3 被害の状況

ときに林木や庭木で突発的に大発生することがある。大発生時には樹木の葉を激しく食害し、全葉を食い尽くすこともある。しかしながら、マイマイガが主に食害する落葉広葉樹やカラマツは、食害により全ての葉を失った場合でも枯れることは極めてまれである。

4 防除方法



注1) 各发育ステージの期間は、地域毎に異なる。

注2) 各地域の孵化時期 本州・四国・九州:3~4月、北海道:4~5月

注3) 各地域の羽化時期 九州・西日本:6月後半、関東:6月後半~7月、北陸:7月、東北:7月後半~8月前半、北海道:7月後半~8月

(1) 卵塊除去

樹木の幹や枝、倒木や杭などの表面、岩のくぼみや建物の壁上や軒先などに産み付けられた卵塊を、秋~冬の間にはらなどで取り除いて処分(焼却など)する。雌は夜間、灯火に誘引される性質を有するので、特に街灯周辺の樹幹、ベンチ等の人工構造物を注意して卵塊の有無を調査する。寒冷な地域では地際部に近い場所に産卵するとの報告があるので低いコンクリート段差などにも注意して探索する。



ケヤキ



ニセアカシア



ブロック塀



民家の軒下

(2) 薬剤散布

幼虫が大きくなると薬剤が効きにくくなるため、集合している若齢幼虫期をねらって防除するのがよい。防除適期を外すと効果が無いので、卵塊孵化時期(桜が満開になる頃)直後から1ヶ月半程度の間に定期的に数回散布する。なお、天敵保護のために過度の薬剤散布はひかえる方がよい。

○散布時の留意事項

薬剤散布に当たっては、「住宅地等における農薬使用について」(資料5)を遵守し、近隣の住民や周辺環境等への影響に十分配慮し、周辺の関係者への周知徹底と十分な説明を行った上で、「散布上の注意」等を守って計画的に実施する。

マイマイガ防除に適用できる主な登録農薬一覧(平成29年5月現在)

農薬の種類	適用樹種※	適用害虫	人畜毒性	使用方法	希釈倍率	使用回数
DEP乳剤	樹木類 (さんごじゅを除く)	ケムシ類	劇物	散布	1000-1500倍	6回以内
ジフルベンズロン 水和剤	樹木類	ケムシ類 (若～中齢幼虫)	普通物	散布	4000-8000倍	3回以内
エトフェンプロックス 乳剤	樹木類 (つつじ類、ポインセチア、ソテツを除く)	ケムシ類	普通物	散布	4000倍	6回以内
テフルベンズロン 乳剤	コナラ、カラマツ	マイマイガ	普通物	散布	20000-30000 倍	2回以内
MEP乳剤	樹木類	マイマイガ、ドクガ類	普通物	散布	1000-1500倍	6回以内
BT水和剤	樹木類	ケムシ類	-	散布	1000倍	-
ジノテフラン水溶剤	樹木類 (つつじ類、つばき類 を除く)	ケムシ類	普通物	散布	2000倍	5回以内
クロチアニジン液剤	樹木類	ケムシ類	普通物	散布	250倍	4回以内

※果樹類を除く。

参照元: 農林水産消費安全技術センター 農薬登録情報提供システム

http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm

(3) 幼虫捕殺(麻布巻き付け)

終齢幼虫になると夜間は樹上で葉を食べ、明け方には地表近くに下りてきて昼間は近くの物陰で休むようになる。この性質を利用し捕殺する方法である。発生木の樹幹に幅60cm前後の麻布(麻袋等を利用)を紐で巻き付け上半分を折り返し二重とする(右画像参照)。終齢幼虫は昼間麻布や麻布と樹幹の隙間に潜るので、その時期(羽化時期の初期から2-3週間遡って開始し約1ヶ月間)の昼間に巡回し、中に潜んでいる幼虫・蛹を捕殺する。



横浜植物防疫所原図

(4)環境改善

成虫や幼虫の生息場所を少なくし、卵塊や幼虫の発見、薬剤散布を行いやすくするために、雑草や不要な雑木、枝等の除去・剪定を行う。除草は薬剤散布と併せての実施が、樹木の伐採や剪定は卵塊の除去を図るために秋から春にかけての実施が望ましい。除去・剪定した雑木・枝などや街灯周辺に放置されている資材などは産卵場所となるので速やかに処分するほうがよい。また、幼虫の生育に適さない植物(アキニレ、クロガネモチ、ハマヒサカキ等)をなるべく植栽するようにする。(参照元:森林総合研究所(2011) <http://ffpri.affrc.go.jp/pubs/chukiseika/documents>)



(樹木の剪定・除草)



アキニレ



クロガネモチ



ハマヒサカキ

(5)照明設備

黄色ナトリウムランプは、一般に昆虫が誘引されにくいとされているのでマイマイガに対しても光誘引を回避する効果がある。また、ブラックライト及び青色蛍光灯を用いた誘蛾灯及び電撃殺虫器は成虫の誘引・殺虫に有効なことから、雌成虫の船舶への飛来低減に役立つと期待される。



(黄色ナトリウムランプ)



(誘蛾灯)

25 消安第 175 号
環水大土発第 1304261 号
平成 25 年 4 月 26 日

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1714 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

については、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛てに通知したところであり、貴管下の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携が図られるよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病虫害・雑草管理（以下「病虫害防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病虫害防除等が、別紙の1を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病虫害防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

- (1) 植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の1に掲げる事項を業務内容として規定する。
- (2) 入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。
- (3) 地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病虫害防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。
なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、

使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を他者に委託している場合にあつては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があつた場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあつては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管するこ

と。

- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。